

国民年金だより

うっかり忘れて納付期限を過ぎていた。忙しくて金融機関の窓口やコンビニエンスストアで支払う時間がないという方は、便利な口座振替をご利用ください。なお、まとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。



国民年金前納割引制度(口座振替 前納)について

国民年金前納割引制度(口座振替 前納)について

■口座振替の振替方法は以下の5種類から自由に選んでお申し込みいただけます。

- (1) 2年前納(4月～翌々年3月分)
- (2) 1年前納(4月～翌年3月分)
- (3) 6カ月前納(4月～9月、10月～翌年3月)
- (4) 当月末振替(早割) ※本来の納付期限よりも1カ月早く口座より振替する方法です。
- (5) 翌月末振替 ※保険料の割引はありません

■まとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでお得です。

参考：平成28年度の振替方法別割引額

振替方法	1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額	引き落とし日
2年前納	377,310円	15,690円	—	5月2日
1年前納	191,030円	4,090円	8,180円	5月2日
6カ月前納	96,450円	1,110円	4,440円	5月2日 10月31日
当月末振替(早割)	16,210円	50円	1,200円	毎月月末
翌月末振替 (割引はありません)	16,260円	なし	なし	翌月末

※振替日が休日の場合は翌営業日に振替されます。

※割引額は年利4%の複利現価法によって計算した額です。

- ・口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要です。基礎年金番号は、年金手帳や日本年金機構からの郵送物等でご確認ください。

■口座振替の平成28年度分6カ月前納(10月分～翌年3月分)の締切日は、平成28年8月31日(水)です。

■口座振替での平成29年度分1年前納・6カ月前納(4月～9月分)・2年前納の締め切り日は、平成29年2月28日(火)です。

※保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用いただけません。

■初めて口座振替で前納制度をお申し込みされた場合は、直前の3月分[6カ月前納の場合→4月末振替時は3月分、10月末振替時は9月分、当月末振替(早割)の場合→前月分]の保険料が未納の場合は、前納保険料額と同時に振替となります。残高不足で口座から振替ができなかった場合は、次の振替日(2年前納、1年前納の場合は翌年4月末)までの間、割引が無い翌月末振替になります。